少を回避するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)等の一部改正について定めるものとす
ること。
第二 地方税法の一部改正 (第二条関係)
地方消費税の税率は、租税特別措置法第八十六条の三の二の規定が適用される間、百分の五十とするこ
ځ
第三 地方交付税法等の一部改正 (第三条関係)
一 平成十一年度分の交付税総額について、一般会計から三千八百二十六億千五百万円の特例加算を行
うこと。
二 平成十二年度以降当分の間、所得税、酒税に係る地方交付税の率については百分の三十七・五とし、

法人税に係る地方交付税の率については百分の四十一・三とすること。

(附則関係)

第 四 施行期日等

\_\_\_ この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。

\_ 必要な経過措置その他所要の規定を整備すること。

1

>	ŦĦ	第 一		
くら可差けるこう。	但税特別措置法の	趣旨	等の一部を改正する法律案要綱	租税特別措置法の一
	租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第		する法律案要綱	の一部を改正する法律の施行による地方財政収
	号)の施行による地方財政収入の減	(第一条関係)		収入の減少を回避するための地方税法